

(仮称) 鈴峰ホースパーク建設事業に係る簡易的環境影響評価書に対する 三重県知事意見

本事業は、現にゴルフ場として利用されている土地の一部を再開発し競走馬のトレーニング施設を整備するものであるが、事業の実施にあたってはより一層の環境影響の低減に向か、次の挙げる措置を適切に講ずること。

(総括的事項)

- 1 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が大きいことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。
- 2 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。

(個別的事項)

1 悪臭

悪臭の影響については、馬糞や敷藁の速やかな回収及び毎日の場外搬出、仮置き場の適時清掃等の事業計画を前提とした定性的な予測となっていることから、事業の実施にあたっては前提とした事業計画に基づき、悪臭の発生による環境影響の低減に努めること。

2 水質

ウッドチップ舗装により排水に著しい着色が確認された場合や、周辺住民から水の着色について苦情等があった場合は、必要に応じ追加で保全措置を講ずるとともに、苦情等については丁寧な説明を行うこと。

3 陸生動物、生態系

事業実施区域内及びその周辺にはサルやシカ等、また近傍の鈴鹿山脈にはツキノワグマ等も生息が確認されている。事業の実施に伴い、これらの野生動物と競走馬との接触による感染症の拡散や、競走馬の飼料等を目的とした野生動物の出現により、事業実施区域周辺の動物の生息環境及び生態の搅乱に繋がるおそれがある。このことから、競走馬と野生動物が接触しない施設構造や、飼料の管理の徹底等の措置により、動物への影響の低減に努めること。

4 陸生植物

環境保全措置として重要種の移植を行う場合は、保全効果に不確実性があることから、事後のモニタリングによる効果の検証及び、必要に応じた追加の保全措置の実施に努めること。

5 廃棄物

馬糞と使用済みの敷藁の仮置きにあたっては、飛散、流出しないよう適切に管理すること。また、馬糞と敷藁が有価物として販売できない場合は、廃棄物として適正に処分すること。